

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025 年 9 月 19 日開催（生命保険協会）]

1. 2025 事務年度のモニタリング方針について

○ 金融庁では、「保険会社向けの総合的な監督指針」を 2025 年 8 月 28 日付で改正・公表し、同日より適用開始した。また、同月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。

○ ついては、こうした監督指針や金融行政方針も踏まえた 2025 事務年度の保険会社等に対する監督・検査の方針等について、2 点御説明する。

（1. 監督・検査に係る体制の見直し等）

○ 2026 年度、金融庁では、「資産運用・保険監督局」の設置を目指しており、「資産運用・保険監督局」では、現在、監督局が担当している保険会社の監督等も担わせることを想定している。

○ 一方、これにより、各金融機関に対する当局の接触の仕方等が、従来から大きく変わるものではなく、保険会社に対する一義的な監督・検査は、これまで同様、保険課と財務局で実施することとなる。コンダクト、サイバーセキュリティといった、専門的横断テーマのモニタリング担当部局は、「銀行・証券監督局」に置くことを想定しているが、局が分かれたとしても、密に連携して様々な行政課題に対応していくことに変わりはない。

○ また、当局、保険会社ともに、限られたリソースを有効に活用する必要がある、こうした観点から、今後とも、保険会社毎に対応すべき課題に優先順位をつけ、関係課室のリソースを柔軟に投じることで、より実効性のある監督・検査を計画的に実施していく方針である。

○ くわえて、保険会社に限らず、多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、金融庁より、これまで同様、様々な発信をすることになるが、金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、発信に際しては、その位置付けが当局として特にお願いしたい要請なのか、一般的な注意喚起なのか、参考にいただければよい情報提供なのか等、性格を明確にすることに留意したい。性格が分からないなどの疑問やお気づきのことがあれば、保険課に直接御連絡いただきたい。

（２．監督・検査の着眼点）

○ 2025 事務年度は、

- ・ 乗合代理店が保険会社からの便宜供与の実績等に応じて、特定の保険会社の商品を販売推進するといったことが明らかになったことを踏まえ、乗合代理店における適切な比較推奨販売を確保するとともに、大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化に係る進捗について確認する。この点について、一部の生命保険会社より乗合代理店との適切な関係性の構築に係る取組方針などを公表されたが、他の保険会社におかれても、乗合代理店における募集品質を確保するため、自社の健全な企業風土の醸成やこれまでの営業慣行の見直し等を行い、乗合代理店との適切な関係性の構築をしっかりと図っていただくとともに、適切な改善が見込めない場合には毅然とした対応を行っていただきたい。
- ・ また、昨今の保険業界における情報漏えい事案等の問題が顕在化したことを踏まえ、保険会社等の適正な情報管理態勢の確保について確認する。

○ 金融庁としては、一連の不祥事案を受けた対応について、各生命保険会社の取組状況を確認するとともに、今後も監督指針の必要な改正、改正保険業法の施行に向けた準備を進める。各生命保険会社においても、我が国保険業の信頼回復を図るべく、気を引き締めて取り組んでいただきたい。

2. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025 年 4 月及び 8 月、生命保険協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025 年 5 月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

3. 7～9 月に発生した災害等に対する金融上の措置について

- 令和 7 年台風第 8 号に伴う災害、令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に

伴う津波にかかる災害、令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和 7 年 8 月 20 日からの大雨にかかる災害、令和 7 年台風第 12 号に伴う災害、令和 7 年 9 月 2 日からの大雨に係る災害、令和 7 年台風第 15 号等に伴う災害及び令和 7 年 9 月 12 日からの大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。

- 各災害等に関し、沖縄県、岩手県、北海道、青森県、宮城県、福島県、静岡県、三重県、石川県、鹿児島県、山口県、熊本県、福岡県及び秋田県内に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する財務局等より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
○令和 7 年台風第 8 号			
沖縄県	7 月 27 日 (7 月 28 日)	沖縄総合事務局	7 月 28 日
○令和 7 年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波			
岩手県	7 月 30 日 (7 月 30 日)	東北財務局	7 月 30 日
北海道	7 月 30 日 (7 月 30 日)	北海道財務局	7 月 31 日
青森県	7 月 30 日 (7 月 30 日)	東北財務局	7 月 31 日
宮城県	7 月 30 日 (7 月 30 日)	東北財務局	7 月 31 日
福島県	7 月 30 日 (7 月 30 日)	東北財務局	7 月 31 日
静岡県	7 月 30 日 (7 月 30 日)	東海財務局	7 月 31 日
三重県	7 月 30 日 (7 月 30 日)	東海財務局	7 月 31 日
○令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨			
石川県	8 月 7 日 (8 月 7 日)	北陸財務局	8 月 8 日
鹿児島県	8 月 7 日 (8 月 8 日)	九州財務局	8 月 8 日
山口県	8 月 10 日 (8 月 10 日)	中国財務局	8 月 12 日

熊本県	8月10日（8月11日）	九州財務局	8月12日
福岡県	8月10日（9月8日）	福岡財務支局	9月9日
○令和7年8月20日からの大雨			
秋田県	8月20日（8月20日）	東北財務局	8月21日
○令和7年台風第12号			
鹿児島県	8月21日（8月28日）	九州財務局	8月29日
○令和7年9月2日からの大雨			
秋田県	9月2日（9月2日）	東北財務局	9月3日
○令和7年台風第15号等			
静岡県	9月5日（9月5日）	東海財務局	9月5日
○令和7年9月12日からの大雨			
三重県	9月12日（9月13日）	東海財務局	9月16日

注：内閣府公表日順

4. 地域金融機関による人材マッチング等について

- 大企業人材を地域の中堅企業・中小企業の経営人材としてマッチングする人材プラットフォームである「REVICareer（レビキャリ）」について、御案内する。
- レビキャリは、大企業に勤務する人材等の登録や、地域の人材ニーズを把握する地域金融機関等による検索が可能な人材プラットフォームであり、大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を後押しするための金融庁及び経済産業省の補助事業である。
- 既に大企業登録いただいている会社においては、これまで大企業人材の登録の観点でレビキャリを活用いただき、人事部を中心に様々な御支援をいただいていることに、改めて感謝申し上げます。また、2024年10月より休止していた研修ワークショップについて、2025年9月から再開しているところ、登録者への周知をお願い申し上げます。
- 資本金10億円以上又は従業員数2,000人超の大企業に勤務する社員が求職者として登録でき、経営人材として地域企業へ採用された場合は、地域企業が最大450万円の給付金を受け取ることができる制度となっている。
- 2025年5月16日に開催された「地方創生2.0に関する経済団体との意見

交換」では、青木一彦内閣官房副長官より、経済団体の代表に対し、レビキャリの活用について依頼されるなど、政府全体としても事業の推進を図っている。社員の自律的なキャリアデザインやセカンドキャリアの支援に資する制度であり、転籍に限らず、兼業・副業・在籍出向も対象となっている。

- 資本金又は従業員数要件を満たす場合は、社員個人として登録することができるが、人事部としてレビキャリに登録いただくことも可能となっている。レビキャリへの登録を検討いただく場合は、制度や登録方法などを個別に御案内するので、お問い合わせいただきたい。
- なお、レビキャリの足元の実績については、2025 年 8 月 14 日時点において大企業人材の登録者数が累計 5,000 人を達成し、マッチング件数も 224 件となっている。

5. 7 月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2025 年 7 月 17 日から 18 日にかけて、南アフリカ・ダーバンにおいて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された共同声明における金融関連の主な内容を御紹介する。
 - ・ まず、バーゼルⅢを含む全ての合意された改革と国際的な基準の、一貫性のある、完全で、かつ適時の実施に基づき、脆弱性に対処し、開かれた、強靱で、かつ安定した金融システムを促進することへのコミットメントが再確認された。
 - ・ ノンバンク金融仲介（NBFІ）に関しては、NBFІ データの入手可能性と報告、質、利用、及び情報共有に対処するための金融安定理事会（FSB）の作業が支持された。また、NBFІ のレバレッジによるシステムミックなリスクに対処するための FSB の勧告を承認し、法域による実施が奨励された。
 - ・ クロスボーダー送金に関しては、G20 ロードマップの効果的な実施へのコミットメントが再確認された。また、暗号資産及びステーブルコインに関して、ハイレベル勧告の実施に関する今後の FSB によるテーマ別ピア・レビューが留意された。更に、金融活動作業部会（FATF）における、クロスボーダー送金の透明性向上や、暗号資産を用いた不正資金を軽減しつつ暗号資産セクターのイノベーションを促進するための取組みの重要性が強調された。
 - ・ サステナブルファイナンスに関しては、実践的な指針及びツールの策定

による自然災害の保険プロテクションギャップに対処する、各国の事情に合わせた解決策を促進することが言及された。

- また、本会合のマージンにおいて、南アフリカ議長国・保険監督者国際機構（IAIS）・世界銀行の共催により、自然災害に係る保険プロテクションギャップへの対処に関するサイドイベントが開催された。
 - ・ 世界的に自然災害の頻度と規模が増大する中、保険プロテクションギャップへの対応は一層重要性を増している。そのような中、南ア議長国が、IAIS や世界銀行とともに、本イベントを開催したことは、時宜を得た取り組みであると評価している。
 - ・ 本イベントでは、世界銀行のバンガ総裁及びFSB 議長のベイリー英中銀総裁とともに、加藤勝信財務・金融担当大臣が基調講演を行い、国際機関や当局、保険業界に対するに対する日本の期待を述べたほか、自然災害対応に係る日本の取り組みを紹介した。また、IAIS 執行委議長を務める有泉金融国際審議官（当時）などによるパネルディスカッションが行われた。
 - ・ IAIS 及び世銀は、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス・ツールを提供する取組を継続する予定である。
- 次回の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議は、2025 年 10 月にワシントン D. C. で開催される予定である。引き続き、皆さんの意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

6. 金融行政方針の公表について

- 2025 年 8 月 29 日、2025 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。
- 2025 事務年度の金融行政方針は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、皆様と課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋がていきたいと考えている。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

7. 令和8年度税制改正要望について

- 2025 年 8 月 29 日、令和 8 年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主な項目としては、
 - ・ 「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA 対象商品の拡充を含む制度の充実」「NISA に係る所在地確認手続きの簡素化等」「投資法人に係る税制優遇措置の見直し及び延長」、
 - ・ 暗号資産・保険に関する措置として、「暗号資産取引に係る課税の見直し」「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、
 - ・ 国際金融センターの実現に向けた措置として、「外国組合員に対する課税の特例の見直し」「クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し」「金融所得課税の一体化」を要望している。
- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界の皆様においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

8. 公益通報窓口等について

- 近年、金融サービスを悪用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥事や不正が相次ぐ中、2025 事務年度の金融行政方針でも触れたとおり、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。
- 金融庁では、公益通報窓口及び相談窓口を設け、いわゆる内部告発や金融サービスに関する情報を受け付けている。寄せられた情報については、金融機関のモニタリングに役立ててきたところであるが、今後もより一層活用していきたい。
- 他方、金融機関の公正性に対する信頼の回復は、そもそも金融機関自身の主体的取組によるべきものである。各金融機関においては、引き続き顧客本位の業務運営の徹底やそれを前提とした職員教育、職員の士気の維持向上に努めていただきたい。

(以 上)